

徳島県告示第四百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年三月九日から同年七月九日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 家電住まいる館YAMADA徳島本店
所在地 徳島市中吉野町四丁目二番地二ほか

3 変更事項

(一) 店舗面積

変更前 八、九九二平方メートル
変更後 一一、六五二平方メートル

(二)

駐車場的位置及び収容台数
変更前 縦覧に供する添付書類のとおり
変更後 縦覧に供する添付書類のとおり

4 変更年月日

令和三年十月十八日

二 届出年月日

令和三年二月十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和三年三月九日から同年七月九日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容
(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。